

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	生活福祉課
委託業務名	令和7年度 生活扶助基準見直しに伴う中国残留邦人支援給付システム改修業務委託
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	令和7年10月1日施行予定で支援給付費の生活扶助基準が見直しされることに伴い、中国残留邦人等支援給付システムの改修を行うもの。
契約期間	令和7年 7月 1日 から 令和7年 9月 30日 まで
契約年月日	令和7年 7月 1日
契約金額	2,156,000円
契約の相手方	<p>[所在地] 秋田県秋田市南通築地15番32号  [名称] 北日本コンピューターサービス 株式会社</p>
契約相手方の選定理由	本市が導入している中国残留邦人等支援給付システムは、北日本コンピューターサービス株式会社製パッケージを基に一部改修・構築されたシステムであり、システムを開発した当該業者でなければ、当該改修作業を行うことが出来ないため。
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6)競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。